

大阪民間社会福祉事業従事者共済会

記念事業資金設置要綱

1. 資金設置の目的

この資金は、本会創立にかかる記念事業等の資金に充てる目的をもってこれを積立てる。

2. 積立方法

この資金は、記念事業終了時まで、毎年度予算の定めるところにより、これを積立てる。

3. 積立金の管理

この資金は確実な銀行に預金し、または確実な信託銀行に信託してこれを管理する。
この資金より生じた果実は前号に準じて当該資金に繰入れる。

4. 資金の繰出

記念事業資金又は福利厚生事業の資金について必要が生じたときは、その限度において理事会の議決を経てこれをこの資金から当該予算に繰出するものとする。

5. 資金設置要綱の施行

この要綱は平成6年4月1日より施行する。